

埼玉県早期不妊検査・不育症検査費助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 晩婚化の進展に伴い、年齢を重ねるほど妊娠率は下がり妊娠・出産に係るリスクが高まる中で、子どもを望む夫婦に対し不妊に係る費用の負担軽減を図るため、県は市町村が実施する早期不妊検査費・不育症検査費助成事業について補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、「補助金等の交付手続等に関する規則」(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象事業は次の各号とし、事業内容は埼玉県早期不妊検査費・不育症検査費助成事業実施要綱に定めるものとする。

- (1) 早期不妊検査費助成事業
- (2) 不育症検査費助成事業

(補助対象経費)

第3条 この補助金の対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 事業ごとに、その実施に必要な経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を算定する。
- (2) 事業ごとに、別表に定める補助基準額を算定する。
- (3) 事業ごとに、(1)により選定された額と(2)により算定した額とを比較していずれか少ない方の額に、別表で掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

(補助金の支払)

第5条 この補助金は概算払いをすることができるものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付決定には、以下の各号の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合に

は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(5) 市町村が(1)から(4)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。

(交付申請)

第7条 規則第4条第1項に定める申請書の様式は様式第1号のとおりとし、その提出期限は、別途、定めるものとする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(変更交付申請)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して変更交付申請等を行う場合には、前条の規定に準用し、申請書の様式は様式第1号の2のとおりとする。

(交付決定)

第9条 規則第7条に定める交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第10条 補助金の交付を受けた市町村は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条に定める実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、当該報告書の提出は、事業完了後（第6条第1項第2号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後）1か月以内又は当該事業年度の末日のいずれか早い日とする。

(交付確定)

第12条 規則第14条の交付確定通知書は、様式第4号により行う。

(書類の整備等)

第13条 市町村は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する
(この要綱は、平成29年度の補助金から適用する。)

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する
(この要綱は、令和5年度の補助金から適用する。)

別表

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
<p>早期不妊検査費 助成事業</p>	<p>次により算出された額の合計額 1 早期不妊検査費助成額 (1) 下記(2)以外の申請に対する助成 20,000円×実施件数 (2) 検査開始時の女性年齢が35歳未満の申請に対する助成 30,000円×実施件数</p>	<p>早期不妊検査費助成事業に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費</p>	<p>10分の10</p>
	<p>2 事務費 (1) 定額分 100,000円</p>	<p>早期不妊検査費助成事業に必要な賃金、旅費、需用費、役員費、委託料</p>	<p>10分の10</p>
<p>不育症検査費 助成事業</p>	<p>次により算出された額の合計額 1 不育症検査助成額 (1) 下記(2)以外の申請に対する助成 20,000円×実施件数 (2) 検査開始時の女性年齢が35歳未満の申請に対する助成 30,000円×実施件数</p>	<p>不育症検査費助成事業に必要な負担金、補助及び交付金、扶助費</p>	<p>10分の10</p>